

平成二十年農林水産省・国土交通省令第三号

観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律第五条第二項第二号の観光圏整備事業の推進を図るのにふさわしい者を定める省令
観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号）第五条第二項第二号の規定に基づき、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律第五条第二項第二号の観光圏整備事業の推進を図るのにふさわしい者を定める省令を次のように定める。

観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進を図るためにふさわしい者を定める省令を次のように定める。観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進を図るためにふさわしい者を定める省令を次のように定める。

観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進を図るためにふさわしい者を定める省令を次のように定める。観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進を図るためにふさわしい者を定める省令を次のように定める。

（施行期日）
1 この省令は、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律の施行の日（平成二十年七月二十三日）から施行する。
(経過措置)

2 この省令の施行の日から一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の施行の日の前日までの間におけるこの省令の適用については、「一般社団法人、一般財團法人」とあるのは、「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人」とする。

（施行期日）
1 この省令は、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律の施行の日（平成二十年七月二十三日）から施行する。
(経過措置)

2 この省令の施行の日から一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の施行の日の前日までの間におけるこの省令の適用については、「一般社団法人、一般財團法人」とあるのは、「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人」とする。